

平成 30 年 1 月 17 日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋城総合事務所長 西野 輝一 様

特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議

石垣部会を代表して

部会長 北垣 聰一郎

特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議石垣部会の 今後の活動方針について

当特別史跡「名古屋城跡」全体整備検討会議石垣部会（以下、石垣部会と略す）は、同会議座長兼天守閣部会長の瀬口哲夫氏が昨年2度にわたって発した、石垣部会に向けての挑発的発言に対して強く抗議するとともに、特に昨年 10 月 13 日開催の第 24 回全体整備検討会議の席上にて「石垣部会は安全性を考えていない」との暴言についての撤回と謝罪を求めてきた。

さらには、この問題が未解決な状況下にあるにも関わらず、12 月 4 日の市議会経済水道委員会において名古屋城総合事務所は、石垣部会による指導・審議中断が長期化し最悪の場合「解散」となった際には文化庁の助言を得て他の専門家を新規に委嘱する、との答弁を行った。当部会との信頼関係を崩すような方針を事務局側が提示する事態となり、他方、混乱の直接原因者である瀬口氏からは詭弁に近い「言い訳」が事務局を介して表明されたのみで、現時点に至るまで明確な謝罪の言葉も誠意ある姿勢も示されていない。

そうした混乱の中、当石垣部会側から自主的に事態の收拾を模索する形で 12 月 18 日に市当局との調整会合を申し入れたところ、その協議の席上、河村市長が瀬口氏に面談の上で 10/13 発言の撤回を直接促した（氏はこれを拒否）との経緯を市側から伝えられた。また、市としては、瀬口氏発言のように石垣部会が見学者の安全性を軽視する姿勢にあるとは全く認識しておらず、事業推進部局としても遺憾であるとの、組織としての意思表示があった。

当部会としては、この 2 点に関しては肯定的評価を持つに至ったが、それと同時に、昨夏より

開始された本丸北西隅一帯の石垣保全方策立案を目的とするトレンチ調査の指導が中断したままの状況を、遺構保護の立場から憂慮し続けている。

そうした事態の推移を踏まえて、部会内部で今後の対応策の検討を重ねた結果、今般、以下の事項を条件として部会活動の再開に踏み切るという判断に達した。

1. 瀬口哲夫氏に対して自己の暴言の撤回と謝罪を引き続き強く求めるとともに、事務局は当部会からのこの要請の執行を継続すること。
2. 事実上の停止状態にある本丸搦手馬出の石垣修理事業を即時再稼働させることで、特別史跡の保存に要する学術的審議・指導組織としての、本来の石垣部会の活動と用務に軌道修正すること。
3. 前項2に従い、文化庁記念物課による特別史跡の現状変更許可の方針が固まっていない（要は、文化財保護の観点からのコンセンサスが得られていないような）調査・整備事業については、今後も当部会での審議対象とはしないこと。
4. 天守台を含めて、城内に残る藩政期以前のあらゆる遺構の保存と安定化に反する行為に対しては、これを排除する目的に立った指導・提言を当局に向けて行うとともに、名古屋城本来の旧状への回復に努めること。
5. 前項4とも共通する文化財保護上の理念に従って、本丸北西隅一帯で開始された石垣・堀跡の保全に必要なデータを収集するためのトレンチ調査に関して、専門的見地からの指導や調査成果の評価に係る検討を再開すること。

以上、5つの要件の相互確認と遵守を前提条件として、当石垣部会は特別史跡「名古屋城跡」の保全と旧態の回復とを目的とした諸事業に対する審議・指導を再開する次第である。

以上